

業務規程

(目的)

第1条 この業務規程は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第79条の3第1項の規定に基づき、金商法第79条の3第1項第1号に掲げる事項及び日本STO協会（以下「本協会」という。）の定款第5条第1項各号に規定する業務の方法を定めることを目的とする。

(正会員及び金融商品仲介業者の法令等の遵守に係る業務)

第2条 本協会は、正会員及び当該正会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者（以下「金融商品仲介業者」という。）が電子記録移転権利等の売買その他の取引等を行うに当たり、金商法その他の法令並びに定款及び本協会の諸規則（これらに基づく細則、指針、決議等を含む。）の規定又は取引の信義則（以下、総称して「法令等」という。）を遵守させるため、指導、勧告その他の業務を行うものとする。

2 本協会は、正会員及び金融商品仲介業者に対する監査又は調査を実施することにより、当該正会員及び金融商品仲介業者の法令等若しくは法令に基づく命令又はこれらに基づく処分の遵守状況並びに営業及び財産の状況を把握するものとする。

3 本協会は、前項の規定に基づき実施した監査又は調査の結果、正会員及び金融商品仲介業者の法令等に違反する事実を把握した場合又は法令等の遵守状況が不適切であると認められる場合には、当該正会員に対して、定款及び「処分等に関する規則（以下「処分等規則」という。）」に定めるところにより、必要な処分、指導、勧告その他必要な措置を行うものとする。

4 本協会の正会員及び金融商品仲介業者に対する監査及び調査の実施については、「監査規則」に定めるところによるものとする。ただし、調査の場合においては、当該調査を監査とみなして、「監査規則」を適用するものとする。

(正会員及び金融商品仲介業者の業務の適正性確保に係る本協会の業務)

第3条 本協会は、正会員及び金融商品仲介業者が行う電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他投資者の保護を図るため、必要な調査、指導、勧告その他の業務を行うものとする。

2 本協会は、正会員及び金融商品仲介業者に対する調査を実施することにより、当該正会員及び金融商品仲介業者の業務運営状況の把握に努めるものとする。

3 前条第3項の規定は、前項に規定する正会員の業務運営状況の調査結果に対する指導、勧告について準用する。

4 本協会が第2項に規定する正会員に対する調査を実施する場合においては、当該調査を前条第2項の監査とみなして、同条第4項の規定を適用する。

(苦情の解決、あっせん)

第4条 本協会は、正会員及び金融商品仲介業者が行う電子記録移転権利等の売買その他の取引等に対する投資者からの苦情の解決及び争いがある場合のあっせんに係る業務を行うものとする。

2 本協会は、前項の業務を公正中立な立場から解決に努めるものとする。

3 第1項の苦情の解決及びあっせんに係る業務は、「苦情及び紛争の解決のための業務委託等に関する規則」に定めるところにより行うものとする。

4 本協会は、苦情の解決及びあっせんに係る業務を金商法第78条の8第1項の規定に基づき、当該業務を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者に委託するものとする。

5 本協会は、前項の委託に当たっては、協定書等当該業務の委託に必要な契約を締結するものとする。

(外務員の登録に関する事務)

第5条 本協会は、正会員及び金融商品仲介業者が行う電子記録移転権利の売買その他の取引等に関し、金商法第64条の7第1項の規定（同法第66条の25において準用する場合を含む。）に基づき、金融庁長官から委任された外務員の登録に関する事務を行うものとする。

2 前項の外務員の登録に関する事務は、「外務員の資格、登録等に関する規則」に定めるところにより行うものとする。

(規則の制定、改正又は廃止)

第6条 本協会は、正会員及び金融商品仲介業者が行う電子記録移転権利等の売買その他の取引等の適正化に必要な自主規制規則及び本協会の業務遂行のための協会運営規則その他の規則の制定、改正又は廃止を行うものとする。

2 前項に規定する規則の制定、改正又は廃止は、理事会の決議により行うものとする。

(投資者等への広報及び知識の普及、啓発)

第7条 本協会は、正会員及び金融商品仲介業者が行う電子記録移転権利等の売買その他の取引等についての投資者等の理解を深めるため、新聞・雑誌への広告、ホームページ、各種出版物の刊行、各種統計資料の作成・公表等による広報活動を行い、その周知と知識の普及、啓発に努めるものとする。

(その他の業務)

第8条 本協会は、前各条（第1条を除く。）に規定するもののほか、正会員及び金融商品仲介業者が行う電子記録移転権利等の売買その他の取引等の健全な発展と投資者の保護に資するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子記録移転有価証券表示権利等及びこれらに付随する技術に関する調査研究及び情報の収集
- (2) 正会員及び金融商品仲介業者の役職員の試験、研修等
- (3) 反社会的勢力排除の取組みへの支援
- (4) 関係機関等との交流及び協力、正会員間の意見の交換及び連絡
- (5) 関係官庁その他関係機関に対する建議、要望及び連絡
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な業務

(業務の一部委託)

第9条 本協会は、第2条及び第3条に規定する業務の一部を金融商品取引業協会等に関する内閣府令第23条第1項に規定するところにより、認可協会又は他の認定協会に委託することができるものとする。

2 本協会は、前項の委託に当たっては、協定書等当該業務の委託に必要な契約を締結するものとする。

(個人情報保護に係る体制整備)

第10条 本協会は、その業務を遂行するために取り扱う個人に関する情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るため、個人情報の安全管理等に関する規則を定めることにより、適切な管理体制を整備するものとする。なお、本協会は、その業務を遂行するために取り扱う個人に関する人種、

信条、門地又は本籍地等についての情報その他の特別な非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、本協会の業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的に利用しないものとする。

附 則

この規程は、令和2年5月1日から施行する。